

# 第1回 学校規模適正化

一宮南地区協議会

# 会 議 録

(要点筆記)

と き 平成27年4月15日(水) 午後7時30分

ところ センターいちのみや ホール

## 【会議の概要】

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 会長及び副会長の選任

### 4. 報告事項

○報告第1号 宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則等について

○報告第2号 一宮南中学校区における学校規模適正化に係る状況報告について

### 5. 協議事項

○学校規模適正化の実施時期等について

### 6. その他

### 7. 閉会

## 1. 開会

午後7時30分開会

(司会・事務局) 定刻となりましたので、ただいまから第1回学校規模適正化一宮南地区協議会を開催します。協議会の議長は、協議会規則第6条第3項の規定により会長があたることとなっていますが、会長が選任されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

## 2. あいさつ・会議成立報告

(司会) 開会にあたりまして、教育長がごあいさつを申し上げます。

(教育長) 本日は第1回一宮南地区協議会にご出席いただきありがとうございます。  
平成21年10月以降、懇談会等を多数開催させていただき、とりわけ複式学級の解消

が急がれるということで学校規模適正化を推進しています。平成 24 年 4 月、千種小学校、平成 26 年 4 月には山崎西小学校、そして本年平成 27 年 4 月には新生波賀小学校を開校しました。そして、一宮北地区において協議会における協議を経て、平成 28 年 4 月には一宮北小学校としてスタートすることが決まり、現在、校章デザインの募集を行っているところです。一宮南地区では、地域の委員会における協議を経て、平成 25 年 10 月には、校区内での説明がさらに必要という付帯意見があったなかではありますが、規模適正化についてその方向性を確認いただきました。27 年 1 月には一宮南地区協議会開催のための調整会を開催いただき、年度変わりによる役員等のこともあり、この 4 月を第 1 回協議会開催日として決めていただき、本日を迎えております。

4 月からは主にその規模適正化の実施時期等を協議いただくことになるが、よろしくをお願いします。

(司会) ここで会議成立の報告をいたします。協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議は委員の半数以上の出席をもって成立することとなっています。本日の出席委員は 21 人中 20 人でございますので、定足数を満たしており、この会議が成立していることをご報告いたします。

### 3. 会長及び副会長の選任

(司会) 会長及び副会長の選任について協議会規則により提案をいたします。

事務局一任の声をいただきましたので、協議会規則第 5 条第 2 項の規定により、委員の互選により定めることとなっています。いかが取扱いをさせていただきますでしょうか。

《委員より事務局一任の声あり》

事務局一任の意見をいただきました。選任の方法について、事務局より提案させていただいてよろしいか。

《委員より了承の声あり》

(事務局) 事務局より提案させていただきます。会長及び副会長の選任については選考委員による選考とし、その方法等の一切を選考委員に委任することを提案させていただきます。

(司会) ただいま事務局より選考委員による選考の提案がありましたので、選考委員による選考といたします。それでは、選考委員の選出について、事務局より提案させていただいてよろしいか。

《委員より異議の声なし》

それでは、事務局より選考委員の推薦をさせていただきます。

(事務局) 事務局より選考委員を推薦いたします。選考委員に、神戸小学校区より自治会選出の委員、PTA選出の委員、染河内小学校区より自治会選出の委員、PTA選出の委員、以上4名の方を推薦いたします。

(司会) ただいま事務局から4名の委員を選考委員に推薦がありました。選考委員は別室にて会長、副会長の選考をお願いいたします。その間。休憩といたします。

《休憩・再開》

19時38分休憩

19時52分再開

(司会) 選考委員による選考が終了しましたので会議を再開いたします。会長及び副会長の選考について、選考委員を代表委員より選考結果を報告お願いします。

(委員) 選考委員4人で慎重に審議させていただいた結果を代表して報告させていただきます。会長に神戸地区連合自治会会長 勝部久和委員、副会長に染河内地区連合自治会会長 藤原憲男委員、同じく副会長に神戸小学校PTA会長 多賀聡司委員、同じく副会長に染河内小学校PTA会長の畑尾正剛委員を選考したのでご報告いたします。

(司会) ただいま選考委員を代表して報告がありました。報告のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

《委員拍手により了承》

(司会) 選考委員の報告に異議がありませんので、選考委員による選考のとおり、会長に勝部久和委員、副会長に藤原憲男委員、多賀聡司委員、畑尾正剛委員が選任されました。それでは、会長並びに副会長は、それぞれの席に移動をお願いいたします。

《正副会長移動》

(司会) 会長が選任されましたので、協議会規則第6条第3項の規定により、会長に会議の議長をお願いいたします。それでは、会長・副会長を代表して

会長よりごあいさつをいただき、続いて議事進行をお願いします。

（会長）規模適正化の実施により歴史ある小学校が閉じるというのは、非常に重いものがあるが、地域の委員会の会長として2年間いろいろと討議いただくなか、適正化の実施も止むを得ないということで、地域の委員会で規模適正化実施の方向性の確認をいただきました。先ほど選考委員の選考により、学校規模適正化一宮南地区協議会の会長として私を選考いただいたこともあり、会長をお引き受けさせていただきたいと思います。協議会では校章や校歌、通学方法など子ども達を一番に考えて具体的な事柄を決めていくことになってくると思いますが、皆さまの素晴らしい意見をいただき、最良のものを作っていきたいと思います。よろしくをお願いします。また、会長が議長を務めるという事でこのあと進行させていただきます。

（議長）この協議会の呼称については、協議会規則3条1項に、協議会は新設校の校区ごとに設けるということになっていますので、この協議会の名称は学校規模適正化一宮南地区協議会と称するものといたします。

（議長）次に、会議規則第6条第4項で「協議会の会議に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる」となっていることから、一宮市民局長、企画総務部長の協議会への出席を求めるものといたします。

（議長）規則第6条第5項により、会議は公開を原則としていることから、傍聴を認めるものといたします。また協議内容によっては、規則に従い出席委員の2/3以上の賛同ある時は、公開しないことができることも報告させていただきます。それでは、傍聴の待機者がありましたら、ご入場ください。  
[事務局から傍聴待機者無しの報告]

## 4. 報告事項

それでは、報告事項に移ります。

報告第1号 宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則等について事務局より説明をいたします。

（事務局）事務局より報告事項の内容説明の前に、委員についてご報告します。

本日の協議会委員は21名でスタートしていますが、協議会開催前の調整

会において、就学前の保護者にも協議会に入っていただくことで確認いただいております。現在、一宮ひかり保育所、一宮南保育所の保護者会に現在委員選任の依頼をしております。次回以降、委員が二人増えることをご了解願います。

それでは協議会の規則等について説明させていただきます。

#### 《報告第1号》宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則及び専門部会設置内規について

協議会は協議会規則第1条に規定のとおり、新設される学校の開設に必要な個別課題を協議し、社会の変化に対応した学校づくりに資することを目的としています。第2条に協議事項を示していますが、校名・校章等からはじまり学校の開設に必要な種々の協議をいただくこととなります。委員の任期は第4条の規定により就任の日から、新設校の開校日の前日までとしています。また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。第5条で協議会に正副会長を置くとしており、当地区協議会は先ほど選任いただいたとおり、会長1名、副会長3名でお願いします。会議については第6条に委員の半数以上の出席で成立することになります。また、第5項で会議は原則公開することとしておりますが、出席委員の3分の2以上の賛同がある場合に限り非公開とすることもできると定めています。第7条では必要に応じて協議会に専門部会を置くことができることとしています。なお、委員の選任については別表の選任基準に基づいて代表を選んでいただいております。

次に地区別協議会専門部会設置内規について、今後の協議事項で協議いただくこととなりますが、第3条第2項で専門部会には部会長、副部会長を置くこととし、また、部会長副部会長は会長が指名することとしています。部会長は学校長又は教頭の職にある者としており、学校にお願いをしたいと考えています。専門部会の位置づけとしては、協議会協議をいただくための原案づくりをお世話になる予定としています。部会は、総務部会、教務部会、児童指導・保健体育部会、庶務・経理部会、図書部会、PTA・地域部会の6つの部会で協議いただく予定ですが、正副会長会で必要と認める事項があれば新たな専門部会の設置や、専門部会の検討事項等を変更して部会協議を

指示することもできるとしてあります。次に、地区別協議会正副会長会設置内規として、協議会の運営に関する検討事項、また専門部会における協議や調整いただく事項等についてあらかじめ協議いただいたり、その方針等も決定いただきながら協議会に諮っていくというかたちで、協議会の運営また提案内容の整理等、協議会の全般的な事項について正副会長会で協議いただいたのち協議会で協議を進めていただくというかたちを予定しています。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

(議長) 報告第1号について事務局から説明いただきましたが、質問、ご意見ありましたら伺いたいと思います。ご質問等ございませんか。

《委員から質問無し》

(議長) 質問が無いようですので、次に報告第2号 一宮南中学校区における学校規模適正化に係る状況報告について事務局より説明いたします。

(事務局) それでは報告第2号の報告と内容説明をさせていただきます。

#### 《報告第2号》一宮南中学校区における学校規模適正化に係る状況報告について

平成21年に宍粟市教育委員会として、市全体として少子化を受けて市全体の学校のあり方を検討し、学校規模の適正化を図っていくとする学校規模適正化推進計画を策定しました。その計画策定を受け、21年10月から市内全域で小学校区ごとの説明会を開催しました。この一宮南中学校区では、21年11月19日に神戸小学校区で、11月26日に染河内小学校区で説明会を開催させていただきました。その後、24年度からは神戸、染河内の校区が一緒になって、保護者・地域住民の代表による地域の委員会を組織いただき、24年7月11日の第1回委員会の開催以降、25年9月26日までの間、計6回の委員会を開催いただきました。そして、地域委員会での協議状況、委員・保護者からの意見に対する宍粟市の考え方等を掲載した、地域の委員会だよりを発行し、保護者・地域の皆さんへお知らせをさせていただきました。そして、25年9月26日の第6回委員会の中で、地域としての方向性として、学校規模適正化の実施の時期はできるだけ早い時期とし、実施場所は神戸小学校の場所ということで方向性の決定をいただきました。この方向性の決定

のことにつきまして、25年10月15日の地域の委員会だよりの発行を通じて、地域・保護者の皆さまへ、地域の委員会だよりの配布という形で説明をさせていただいたところでは。

地域の委員会の決定のなかで、地区協議会の設置前に、保護者や地域の皆さまへ十分な説明を行うことという意見が付されており、委員会での決定以降、両小学校区において意見交換会等を開催させていただきました。地域の皆さんへの説明について、神戸小学校区では25年12月6日、染河内小学校区でも、自治会懇談会、ふれあいミーティングを通じて同時期に説明をさせていただきました。

小学校保護者との意見交換会は、神戸小学校区の保護者とは26年12月17日、就学前保護者を含めて意見交換会を開催しました。染河内小学校区の保護者とは、25年12月16日から就学前保護者を含めて複数回の意見交換会、染河内小学校PTAによる意識調査や、アンケートを実施していただくなか、協議会設置、参加に向けての方向性を固めていただいたことから、27年1月19日には協議会設置に向け、両校区の地域・保護者代表による調整会を開催いただき、本日の第1回協議会の開催という運びになっています。以上です。

(議長)報告第1号、報告第2号について事務局から説明いただきましたが、報告事項について、何か、ご質問、ご意見等ございませんか。

(委員)小学校跡地について、幼稚園についてなど、例えば、染河内幼稚園は今後どうしていくのか、どこで話を進めていくことになるのか。また、跡地利用について市の担当部署はまちづくり推進の課となるのか等、教えていただきたい。

(議長)事務局、説明をお願いします。

(企画総務部長)学校跡地については、閉校後、教育部行政財産から企画総務部普通財産に移管され、学校の鍵も企画総務部での保管となります。市の方針として、跡地の利用は、まず公共施設として利用する場合、次に地域の皆さんで利用する場合、そしてそれらが両方とも無かった場合は民間等その他の方法での利用となり、3段階で検討していく方針としており、その部分については、地域の皆さんと協議のうえ、その方向性を定めていきたいと考

えています。

（委員）その考え方については市長から聞いたことはあるが、つまり、その話は学校規模適正化協議会では行わないということで理解すれば良いですか。また、跡地利用について主導いただく担当部署はどこになりますか。企画総務部でしょうか。

（企画総務部長）学校跡地利用についての協議は、学校規模適正化協議会でなく、別の機会において協議をいただくようになると思います。また、学校跡地は、管理上、普通財産として区分され企画総務部の管理となり、市の内部では学校跡地の検討委員会の組織も持っていることもあり、そのことも含めて調整協議させていただきたいとします。

（委員）跡地利用については、市から地域にアクションがあると理解すれば良いですか。

（企画総務部長）そのようにさせていただきたいとします。

（委員）よろしくお願いします。

（議長）幼稚園については、事務局から説明ありますか。

（事務局）幼稚園については、今までの保護者との意見交換時にも、意見をいただいております。幼稚園保護者、場合によっては地域の代表の方も出席いただくなかで、地区協議会とは別の場をもうけ、早急に協議を進めさせていただきたいと思っています。

（委員）それでは、一宮南地区協議会においては、神戸幼稚園と染河内幼稚園の統合等の話はしないと理解してよいか。

（事務局）事務局ではそのように考えています。一宮南地区での幼保一元化検討委員会も継続して協議を進めるとすることも含め、その調整等があるかと思しますので、幼稚園については別の場で協議をさせていただきたいと考えています。

（委員）26年度末までの教育委員会事務局と染河内小学校PTAにおける学校規模適正化協議会についての説明会や協議のなかで、幼稚園については一宮南地区の学校規模適正化実施時には、このままの幼稚園のかたちで残さない予定でいることで、PTAと教育委員会事務局ともに同じ考えを共有していることを確認しつつ、学校規模適正化協議会設置に向けた調整も進めて

きたと思っている。よって、協議会で幼稚園の話はしないということでは、この協議会での協議は進められないと思います。幼稚園保護者においても、将来の染河内幼稚園のあり方を前提として、この協議会に参加することで意見をまとめられてきた経緯がある。

染河内幼稚園だけ残されて一宮南地区の学校規模適正化が行われるというのは困るし、将来の幼保一元化のこともあるので、幼稚園としても、しばらくの形ということになるかもしれないが、幼稚園も1つとなるという前提で幼小PTA組織全体として地区別協議会への参加の話をまとめてきた。染河内の幼小PTAとしては、この協議会で幼稚園のことを全然協議しないというのは、話が違うということになってくる。

(議長) 地域の実情もわかることではありますが、幼保一元化地域の委員会会長もさせていただいており、この協議会の場でお伝えさせていただきたいと思います。第1回の幼保一元化地域の委員会の開催から長らく会議が無く、年度終わりにおいてようやく第2回幼保一元化地域の委員会が開催されたところであり、その委員会においても、神戸、染河内の幼稚園のあり方について、委員から意見も出るなかで、幼稚園について早急に話を進めましょうということで、第2回委員会は終わった。

この一宮南地区学校規模適正化協議会においても、全く幼稚園の話はしないという事ではなく、幼稚園のあり方についても意見もいただきながら、幼稚園のことについては別に早急に幼稚園のあり方を協議する会を設け、具体的な話を進めていくと理解していただければいいのではないかと思いますかどうか。

(事務局) この協議会においても一宮南地区の幼稚園のあり方についての意見もいただきながら、協議会協議を進めていただければと思います。幼稚園がそのまま残るのは困るという幼稚園保護者からの意見は多くいただいておりますので、前向きな形で協議に参加いただければと思います。

(委員) 幼稚園としてのあり方としては、小学校が規模適正化で統合する時には、染河内幼稚園、神戸幼稚園も同じく一緒になるということを経験として協議会協議を進めていくということではないと、協議会がスタートする位置

が異なってくることになる。なんとか、昨年度末までの教育委員会事務局との調整においての確認事項の上に立って、この一宮南地区別協議会の協議を進めていただきたいと思います

（事務局）この協議会としては、小学校の学校規模適正化のことを協議いただきたく会であるが、幼稚園保護者代表の委員にも参加いただいておりますが、協議のなかで幼稚園の将来についてご意見をいただくこともあるかとは思いますが、幼稚園の統合等の具体的なことについては、別のテーブルを設け協議いただきたいと思います。また、幼保一元化の地域の委員会でも継続して委員会として協議いただくが、幼稚園の統合等の具体についての話しとなると、別のテーブルで協議いただくことになると思います。幼稚園の具体についてご意見はいただきながらも、この学校規模適正化一宮南地区協議会では小学校の規模適正化について協議いただき、幼稚園については別のテーブルでご意見をいただきたいと思いますと考えています。

（議長）しかし、例えば、幼保一元化の委員会においては、幼保一元化だけに焦点化して議論するわけにはいかないだろうし、神戸と染河内の幼稚園の将来のことや、保育所等の存在も踏まえながら、幼保一元化について地域の委員会としての協議を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

（事務局）そのとおりですがあくまで幼保一元化については、幼児教育・保育も含めたこども園のあり方について、協議を進めていただきたいと思います。統合等も含めた幼稚園だけの具体的な検討については別のテーブルで協議をお願いしたいという意味で申し上げたところです。

（委員）小学校の規模適正化実施時には、幼稚園を今のまま置いておくのではなく、適正化実施時には、幼稚園も一緒になることを前提としつつ、協議会協議を進めるということで、協議会参加の意思をPTAとして固めた経緯もある。幼稚園のことは別の場で協議するというのは、昨年度、教育委員会事務局と幼稚園の統合のことも前提としながら、学校規模適正化協議会の設置や幼小PTAの協議会参加の調整を進めてきたのに、話が違うのではないか。

（議長）幼保一元化について、その協議をもっと早めてもらえれば、その課題は解決するのだが・・・。

(委員) 幼保一元化の協議が長くかかり幼保一元化実施がたとえ遅れても、幼稚園だけでも先に統合して、そして、幼保一元化についても引き続き考えていくということを、幼保一元化の地域の委員会での協議でも出た意見だと思う。それを前提として学校規模適正化一宮南地区協議会の協議を進めてもらいたいと思います。

(事務局) 幼保一元化地域の委員会で、先ほど委員が言われるような意見もでてくるなかで協議が進んでいることは事務局としても確認している。また、小学校規模適正化実施時にあわせ幼稚園も一緒になりたいという地域全体としての思いがあり、思いとしては事務局としても同じである。学校規模適正化協議会のなかで、神戸幼稚園、染河内幼稚園が一緒になることについて意見を出していただきながら、幼稚園についても協議を進めていただきたいと思う。ただ、別のテーブルで話をするというのは、この協議会で全く幼稚園の話はしないということでは無いことを理解いただきたい。

(委員) 幼保一元化実施については、その目標とする年度が決まっていたとも思うが、最近の市議会における答弁では、幼保一元化の実施済み状況から考えて期限は先送りするような新聞記事も掲載されていた。学校規模適正化の具体的な協議を進めていくには、幼稚園についても、幼保一元化の協議はあるとしても区域内の幼稚園は先に一緒になりつつ、幼保一元化の協議も並行して進めていきたいと思います。ということでないかと、学校規模適正化の協議も進んでいかないのではないかと思います。

幼保一元化実施の目標年度は変更されたと思うが、いかがでしたか。

(事務局) 平成 21 年度に幼保一元化について、10 年間の実施計画策定後、計画通りにこの 10 年間で幼保一元化実施が進んでいないという状況があるなか、計画期間の延長もあるという答弁をさせていただき、それが新聞にも掲載された。

(委員) 染河内の地域や P T A としては、小学校と幼稚園については同じ時に 1 つになるとして、この協議会協議が進められていくと思っており、教育委員会も同じ考えであると理解してよいでしょうか。

(事務局) 教育委員会としても、P T A や地域の幼稚園が 1 つになる時期についての意見をお聞きし、そのように進めたいと思っています。

(委員) 幼稚園を1つにする時期については、以前から事務局との協議でも討議しそれを前提としており、今日の会議で初めて地域やPTAから伝えたのではないことを理解いただきたい。

(委員) PTAとして、学校規模適正化の地域の委員会の確認事項として、実施場所が神戸小学校となることも理解しているし、それを踏まえ、学校規模適正化の実施と合わせ、染河内幼稚園が神戸幼稚園と一緒にとなり、神戸幼稚園舎で1つの幼稚園となるということで染河内の幼少PTA内でも承認を得てきた。幼稚園の統合時期が決まっていないとなると、学校規模適正化の協議が始まらないと思う。今後の協議で、小学校規模適正化の実施時期についての協議になると思うが、幼稚園が1つになる時期に触れることが無しとなると、結果として小学校に実施時期も延期するという事にならないか、危惧する。

(委員) 事務局説明では、学校規模適正化協議会において幼稚園の統合に関する地域や保護者の意見は聞くとともに、それは理解はしながらも、行政の立場として、この協議会は幼稚園の統合に関する協議としては場が違うという説明であるが、染河内の地域や保護者としては、幼稚園が一緒になることについて確約が無いと協議が進められないということで、この討議が行き詰っている状態にある。なんとか、教育委員会から幼稚園も一緒に行動が取れるようにしますと言えないものなのか、制度上、言えないのか。それを明らかにしてもらおうと協議が進むと思うので、よろしくをお願いします。

(教育長) ご意見いただきありがとうございます。本日は一宮南地区の学校規模適正化を進める会である事は理解いただいていると思いますが、市の方針としても学校規模適正化と同時に幼保の一元化の協議も進めていただきたいと地域との協議を始めたところです。ただ、幼保一元化の進行具合が遅れている現状のなか、小学校の適正化実施時に、染河内に幼稚園だけを存していくことはできないので、学校規模適正化の実施にあわせて幼保一元化の協議も進めていきますが、幼保一元化の実施が学校規模適正化の実施期と合わない時は、幼稚園だけを染河内に残すということはない、ということで協議会協議を進めていただきたいと思います。

(議長) 教育長から説明いただきありがとうございます。また、早急に幼保

一元化の地域の委員会協議を進めていただきたいと思います。出席委員の皆さん、今の教育長からの説明で理解いただけましたでしょうか。

《出席委員から異議の声無し》

(議長) それでは報告第1号、報告第2号の説明は終わります。

## 5. 協議事項

続いて、報告事項に移ります。

・学校規模適正化の実施時期等について事務局より説明をいたします。

(事務局) 資料として、平成25年10月7日の一宮南中学校区学校規模適正化・幼保一元化に係る地域の委員会の協議結果報告書の写しをつけさせていただいています。結果報告書では、平成25年9月26日開催の第6回地域の委員会のなかで、学校規模適正化の実施時期についてはできるだけ早い時期の実施、実施場所については神戸小学校の場所、という事でその方向性や目標というものを設定いただきました。そして、適正化の実施に向けては両校区の状況や課題等もお互いに理解しあいながら、子どもたちの教育環境を第一に考えて規模適正化に取り組んでいくという決定でありました。本日の第1回協議会の協議項目として、実施時期等についてとして項目を挙げさせていただいているが、それぞれの地域における課題等について解決に向けての意見交換をいただきながら、実施時期についてご議論をお願いしたいと思っています。以上で、協議項目の説明は終わります。

(議長) 協議事項について、事務局説明は終わりました。これについて、委員の皆さまから何かご意見ありますか。地域の委員会の協議結果書については、幼保一元化についてはその協議等においてまた確認させていただきます。

(議長) 本日の事務局からの説明を確認すると、本日は、報告事項2件と、協議事項1件として学校規模適正化の実施時期は、今後の協議を通して両地区の理解を深め決定していくと確認した、ということで理解してよろしいか。

(事務局) よろしいです。

(議長) 委員から、確認や質問事項はありませんか。

（委員）協議会だよりの発行は、幼稚園保護者、保育所保護者に直接届くような形で発行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（議長）協議会だよりは、保護者だけでなく自治会を通じて全世帯への配布となっていますね。

（委員）協議会だよりは自治会通じて全世帯配布ですが、学校や園所の保護者が、直接、便りを受け取れるようにお願いしたい。保護者レベルでは自治会定例会等の出席者も少なく、また、広報等と一緒に世帯配布はあるのですが、便りに保護者が目を通すこと無く過ぎてしまい、肝心の情報が保護者へ伝わっていなかったという話をよく聞いたので、世帯配布と合わせて、保護者への配布もお願いしたいと思います。

（議長）事務局で対応よろしくをお願いします。

（事務局）幼稚園や小学校には、園児、児童による持ち帰りによる保護者への配布を予定していますが、保育所については他町、他地区からの保育所利用保護者の方もおられ、保育所を通じて保育所保護者へ配布というのも確約できず、保育所保護者へは、自治会の世帯配布を通じてと思っていますがいかがでしょうか。

（委員）学校規模適正化についてはそうだとしても、幼保一元化について今後の便りの配布は、保育所保護者へはどうされるのでしょうか。

（事務局）今までは学校規模適正化と幼保一元化の委員会ということであったため、幼保一元化だけについての取り組み状況をお知らせする便りの作成は行ってはいません。ただ今後、幼保一元化に関しての便りの配布方法については、事務局でも考えさせていただきたいと思っています。

（委員）できるだけ、多くの保護者に知っていただきたいので、配布について検討をお願いしたいと思います。

（委員）地域の委員会の決定後、協議会の設置へという流れのなかで、若干つまづいた感じもする。それは、保護者への情報の周知が十分に行き届かなかったということも要因であるとも思う。各委員から便りの配布や情報周知方法について、お願いや検討の意見が出されているのもそこから来ていると思うので、自治会として、学校としてその情報周知に頑張っていただきたいとも思うし、事務局としても規模適正化や幼保一元化の情報が丁寧に良くわ

かるように、一番の当事者に良く伝わるように何とか方法を講じていただきたいと思います。

（議長）ありがとうございます。他にご質問ありませんか。

（委員）規模適正化の実施時期の目途を教えてくださいとすることはできるのでしょうか。

（事務局）今後の協議によるものと思います。

（委員）協議会の協議事項は事前に教えてもらわないと、P T Aとしても組織内で全員に協議事項を知らせて、P T Aとして協議事項について判断してから、協議会に出席すると思っており、協議会で議案として出されその場で協議決定するというような、段取りでは思っていません。

（教育長）協議会は、各組織から代表として委員として出席いただいたうえでの協議をお願いしており、一回一回、各組織で持ち帰って検討するということでは協議会が成り立たなくなるので、事前に正副会長会等を通じて協議内容を調整することでもあり、その機会を通じて、協議内容も事前にお知らせすることもできると思います。

（委員）P T A内で意見をまとめ上げるのにも時間がかかると思う。2ヶ月か3ヶ月かは事前に時間をいただきたい。それぐらいないと意見の集約ができないと思います。

（議長）2ヶ月も3ヶ月も組織内の意見調整に係るのは、どうかと思いますがどうでしょうか。

（委員）前もって協議事項も教えていただかないと、1日や2日かで意見集約ができるものでもないということです。

（委員）協議事項を事前に地区や組織へ持ち帰って、その判断を決めてしまったうえで、組織や地区から選ばれた委員が出席するとなると、各委員が協議会で意見を出し合って協議を進めていくということは不要となってしまうのではないでしょうか。

（委員）組織内意見は意見として集約した上で、協議会では協議会委員として出席することも理解しており、組織内の意見も踏まえ協議検討させていただく予定でいます。

（議長）ある程度のことは組織内での意見集約も必要ですが、決定は協

議会で行っていくということは理解を願いたいと思います。

（委員）そのことは理解しています。ただ、協議事項としてもPTA会員に周知し集約してから協議会に出席したいと思っています

（議長）小学校PTA代表の委員として、現PTA会長、PTA副会長、PTA前会長に、協議会委員として入っていただいているのも、ある程度、意見集約して責任をもって協議会に出席して、協議会で決定していくためのものだと思うので、そのあたりも理解したうえで協議会に出席いただきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

（議長）合併、統合等は、いろいろと難しいこともありますが、万止むを得ずというひとつの流れの中で、委員会では規模適正化の方向性も決定してきました。協議会協議では忘れていないか、確認事項は無いかなど、重々考えながら、この協議会でまとめていきたいし、それが委員として責任ではないかと思っていますので、よろしくをお願いします。

（議長）他に質問ありませんか。

（委員）染河内幼稚園が学校規模適正化の実施と合わせて幼稚園が一緒になるという話自体も今まで知らなかったし、神戸、染河内の幼稚園の保護者の連携も取れていなかったと感じています。今後は神戸、染河内の幼稚園で連携が取れるように、この協議会とは別で調整を進めてよいものか、幼稚園として幼保一元化のことは別としても、幼稚園が一緒になることについて、幼稚園保護者を集めて検討を進めていいものか、そして、この協議会で幼稚園として要望を出すというようなことをしてもいいものか。また、神戸、染河内幼稚園がうまく一緒になるようにしなければとも思いますが、この協議会でそれらの連携、調整のことなども含め、初めて幼稚園が一緒になることを聞いたことでもあり、解りかねることがあります。

（事務局）神戸、染河内の幼稚園において、それらのことを可能とするため、両校区の幼稚園保護者、保育所保護者、就学前の保護者の皆さま等と別の場も設け、話し合いも行わせていただければとして、本日の協議会の報告事項の中で、別のテーブルを設けるという表現で説明もさせていただきました。今後、早急にその場の設定をさせていただきたいと思っています。

（議長）それでよろしいですか。（はい）

## 6. その他

(議長) その他として、事務局からありますか。

(事務局) 次回協議会の開催については、正副会長会を開催し協議させていただいたうえで、後日ご案内させていただきたいと思えます。

(議長) 次回の協議会開催は改めて連絡させていただくということで、よろしくお願ひします。

## 7. 閉会

(副会長) 長時間にわたって大切な協議をいただきありがとうございます。幼保一元化、学校規模適正化の取り組みについては、見方によっては、その課題とするところは町村合併にも匹敵するものだとも思えます。それだけ難しいというのが実感であります。また、教育、学校のことについては、今まではある意味では聖域という考えや風潮も何がしかありました。学校は児童一人一人のことがやはり主眼ではありますが、今の時代は、地域の問題、過疎のことなども含め、学校のこと地域のことが合体した状態で課題があり、この協議会でも委員としても意見を言わざるをえないという状況になっています。教育委員会事務局としてもそのことご理解いただき、幅広良い意見を取り入れていただきたい。また、市長部局へもいろんなことを進言いただき、円滑に進むようお願いしたところです。委員の皆さまには、次回においても貴重な意見をいただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

21時50分閉会

## 第1回協議会出席者

- ・ 勝部会長（神戸地区自治会会長）
- ・ 多賀副会長（神戸小学校PTA会長）
- ・ 藤原憲男副会長（染河内地区自治会会長）
- ・ 畑尾副会長（染河内小学校PTA会長）
- ・ 大坪委員（東市場自治会長）
- ・ 田路委員（曲里自治会長）
- ・ 植木委員（上野田自治会長）
- ・ の場委員（中坪自治会長）
- ・ 柴原委員（神戸小学校保護者代表）
- ・ 福田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・ 東末委員（染河内小学校保護者代表）
- ・ 前田委員（染河内小学校保護者代表）
- ・ 秋田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・ 櫃山委員（神戸小学校保護者代表）
- ・ 勝木委員（染河内小学校保護者代表）
- ・ 金持委員（染河内小学校保護者代表）
- ・ 大前委員（神戸幼稚園保護者代表）
- ・ 藤原慎也委員（染河内幼稚園保護者代表）
- ・ 水口委員（染河内小学校長）
- ・ 長川委員（波賀中学校長）

## 特別出席者

- ・ 落岩一宮市民局長
- ・ 中村企画総務部長

## 事務局

- ・ 西岡教育長
- ・ 藤原教育部長、楳谷教育部次長、澤田教育総務課長、志水学校教育課長、橋本教育総務課副課長